

(利用者の皆様へ)

令和3年5月10日

札幌市内における「まん延防止等重点措置」の適用について

<北海道商工会議所連合会>

令和3年5月9日から31日まで、札幌市に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。利用者皆様にはご不便をお掛けいたしますが、本キャンペーンはこの措置に沿って運用しますので、利用者皆様におかれましては、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象 札幌市内全域の飲食店・カラオケ店
2. 期間 令和3年5月12日（水）から5月31日（月）まで
3. 要請 ①午後8時以降、飲食店の利用を控えて下さい
②感染防止の徹底、営業時間短縮に応じない飲食店の利用を控えて下さい
③できる限り同居していない方との飲食は控えて下さい
④飲食時でも会話の時はマスクを着用する「黙食」を実践して下さい

※札幌市内全域の飲食店・カラオケ店に、以下の要請が出されています。
ご理解とご協力をお願いいたします。

- ①酒類提供は「終日行わない」 ※酒類の店内持ち込みを含む
- ②営業時間は、午前5時から午後8時まで
- ③「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底
- ④北海道知事が定める事項の遵守
 - ・従業員への検査を推奨する
 - ・入場者の感染防止のための整理・誘導を行う
 - ・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する
 - ・手指の消毒設備を設置する
 - ・事業を行う場所を消毒する
 - ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を周知する
 - ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する（すでに入場している者の退場も含む）
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる
 - ・カラオケ設備の利用を自粛する

●まん延防止等重点措置の概要

北海道ホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/0508_04.pdf

札幌市ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/topics.html#shimin>